

桑名市選挙管理委員会告示第12号

令和7年7月20日執行予定の参議院選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定により、投票所内、期日前投票所内及び桑名市選挙管理委員会の委員長が不在者投票管理者となる不在者投票所内の投票記載所に掲示する候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙事務執行規程（平成7年三重県選管告示第5号）第85条の規定により告示する。

令和7年6月24日

桑名市選挙管理委員会委員長 古 賀 立

- 1 くじの場所 桑名市役所 3階第二会議室
- 2 くじの日時 令和7年7月3日 午後6時